

平成23年度税制改正(地方税)における政策評価の活用について(総務省自治税務局)

1. 各省庁から提出された政策評価資料の概要

- 税制改正要望に当たっては、従来より、要望書において当該要望に係る改正による効果、増減収額等についての記載を各省庁にお願いしてきた。
- 平成16年度税制改正要望から、要望書の別紙において「既存税制の政策効果」として、施策の必要性、要望の措置の適正性、これまでの政策効果等を具体的に記載することとし、平成23年度税制改正においても、引き続き、各省庁に対し、同様の様式による要望書の提出をお願いしている。
- さらに、各省庁から提出された要望書については、透明性の向上を図る観点から、平成17年度から平成20年度まで要望書を総務省ホームページに公表していたところ。平成21年度からは、内閣府のホームページに国税分とあわせて一元的に掲載している。

2. 政策評価資料の活用状況

- 各省庁から提出された要望書の内容については、計数的な指標等を用いて具体的に示すことをお願いしているところであるが、今後、政府全体における政策評価の実施状況等を見極めつつ、要望書の様式や活用方法につき、引き続き検討する必要があると認識している。
- 平成23年度税制改正においては、「政策目的」、「施策の必要性」、「合理性（「政策体系における政策目的の位置づけ」、「政策目標の達成状況」）」、「有効性」、「相当性」、「前回要望時の達成目標」及び「前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由」欄等を活用して、税負担軽減措置等の政策目的・効果や政策手段としての適正性等を検証し、既存の税負担軽減措置等の見直しを行った結果、「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）においては、64項目の廃止・縮減を行うこととされた。
- 税負担軽減措置等については、今後も常にその目的や効果を十分に検証し、その見直しを行い、整理・合理化を進める必要があると認識している。